

平成 20 年第 1 回定例
夕張市議会会議録
平成 20 年 3 月 11 日(火曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 市長並びに教育委員会委員長等の行政報告
と報告に対する質問
- 第 3 議案第 1 号 平成20年度夕張市一般会計
予算
議案第 2 号 平成20年度夕張市国民健康
保険事業会計予算
議案第 3 号 平成20年度夕張市市場事業
会計予算
議案第 4 号 平成20年度夕張市老人保健
医療事業会計予算
議案第 5 号 平成20年度夕張市公共下水
道事業会計予算
議案第 6 号 平成20年度夕張市介護保険
事業会計予算
議案第 7 号 平成20年度夕張市診療所事
業会計予算
議案第 8 号 平成20年度後期高齢者医療
事業会計予算
議案第 9 号 平成20年度夕張市水道事業
会計予算
議案第 18 号 夕張市特別会計条例の一部
改正について
議案第 19 号 夕張市医療費給付に関する
条例の一部改正について
議案第 20 号 夕張市後期高齢者医療に関
する条例の制定について
議案第 21 号 夕張市国民健康保険条例の
一部改正について
議案第 22 号 夕張市介護保険条例の一部
改正について
議案第 23 号 夕張市廃棄物の処理及び清

掃に関する条例の一部改正について
議案第 24 号 夕張市賃貸住宅条例の全部
改正について
議案第 26 号 指定管理者の指定について
の提案説明並びに新年度市政執行方針及び
教育行政執行方針

◎出席議員 (9 名)

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
加 藤 喜 和 君
正 木 邦 明 君
高 橋 一 太 君
新 山 純 一 君
山 本 勝 昭 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

- 事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。
●議長 加藤喜和君 ただいまから平成 20 年第 1
回定例夕張市議会を開会いたします。

- 議長 加藤喜和君 本日の出席議員は 9 名、全
員であります。

- 議長 加藤喜和君 これより、本日の会議を開
きます。

- 議長 加藤喜和君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第 118 条の規定により

正木議員

高橋議員

を指名いたします。

- 議長 加藤喜和君 日程に入ります前に、事務

局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、
地方自治法第 121 条の規定に基づき、議長の求めに
応じて出席した参与の職氏名、また本議会の書記の
職氏名は、お手元に配付してありますプリントのと
おりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 藤 倉 肇 君

教育委員会委員長

氏 家 孝 治 君

選挙管理委員会委員長

板 谷 努 君

農業委員会会長

高 城 潤 一 君

監査委員 藤 原 哲 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

副市長 羽 柴 和 寛 君

理事 金 家 明 宏 君

地域再生推進室長

畑 山 栄 介 君

地域再生推進室総括主幹

松 村 俊 哉 君

地域再生推進室主幹

千 葉 敬 司 君

総務課長 天 野 隆 明 君

総務課総括主幹 熊 谷 禎 子 君

総務課主幹 佐 藤 喜 樹 君

総務課主幹 近 野 正 樹 君

総務課主幹 三 羽 昭 夫 君

建設課長 細 川 孝 司 君

建設課総括主幹 小 林 正 典 君

建設課主幹 朝 日 敏 光 君

建設課主幹 熊 谷 修 君

建設課主幹 佐 藤 紀美夫 君

建設課主幹 千 葉 葉津乃 君

建設課主幹 阿 部 淳 君

市民課長 寺 江 和 俊 君

市民課主幹 古 村 賢 一 君

市民課主幹 小 松 政 博 君

南支所長 上 木 和 正 君

福祉課長兼福祉事務所長

秋 葉 政 博 君

福祉課主幹 及 川 憲 仁 君

福祉課主幹 池 下 充 君

養護老人ホーム所長

池 田 伸 君

出納室長 四 方 淳 生 君

消防本部消防次長

鷲 見 英 夫 君

消防本部管理課長

田 中 義 信 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の

職・氏名

教育委員 小 林 尚 文 君

教育長 小 林 信 男 君

教育課長 石 原 秀 二 君

教育課総括主幹 三 浦 護 君

教育課主幹 木 村 卓 也 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の

職・氏名

事務局長 天 野 隆 明 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・

氏名

事務局長 朝 日 敏 光 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 天 野 隆 明 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 竹 下 明 洋 君

主査 大 島 琢 美 君

書記 飯 田 美 恵 君

●議長 加藤喜和君 本日の日程は、お手元に配
付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 加藤喜和君 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

角田議員。

●角田浩晃君（登壇） ただいまから、今期定例市議会の運営に関し、先に議会運営委員会を開催し協議しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、会期についてであります。付議案件は当初、議案 27 件、報告 6 件でありましたが、議会からは委員会における閉会中所管事務調査に関する決議案を追加提出することになっており、さらに意見書案 4 件が目下調整中でありますので、これらがすべて提出されますと合わせて 38 件となるものであります。意見書案の調整内容によってはこの件数が変更となることも予測されますので、あらかじめご承知をお願いします。

したがって、これまでの慣例等からいたしまして、会期については本日から 27 日までの 17 日間と決定したところであります。

次に、議案の取り扱いについてであります。新年度予算及びこれに関連する議案は、行政常任委員会に付託して審査することとしております。また、その他の案件につきましては、本会議 3 日目もしくは最終日においてそれぞれ即決することとしております。

次に、審議日程につきましては、お手元に配付されております会議日程表に従い順次報告いたしますので、ご覧願います。

まず、本日は、市長並びに教育委員会委員長等の行政報告と報告に対する質問を行い、終了次第、新年度予算及びこれに関連する議案を一括上程し、市長並びに教育長から平成 20 年度市政執行方針及び教育行政執行方針、副市長から各議案の提案理由の

説明を受け、この日の会議を散会といたします。

なお、大綱質問の通告につきましては明後日、13 日正午までに提出くださるようお願い申し上げます。

また、一般質問につきましては、締め切りまでに通告がございませんでしたので、一応報告いたします。

次に、12 日、13 日、14 日、17 日は議案調査のため、15 日及び 16 日は市の休日のため、それぞれ休会といたします。

次に、18 日、19 日につきましては、それぞれ本会議を開催し、通告されました大綱質問を行い、これが終了後、新年度予算及びこれに関連する議案を行政常任委員会に付託し、次いで土地開発公社の事業計画にかかわる報告案件を除くその他の案件を順次上程、議決してまいります。

次に、20 日、22 日、23 日は市の休日のため、21 日は事務整理のため、24 日、25 日は議会から付託された議案審査のために行政常任委員会が開催されるため、それぞれ休会といたします。

最後に 27 日でありますが、本会議第 4 日目を開きまして、行政常任委員会の審査報告と全議案の上程、議決をし、本定例市議会を閉会することとしております。

以上で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本議会の会期を本日から 27 日までの 17 日間と決定して、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は本日から 27 日までの 17 日間と決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 日程第 2、市長並びに教育委員会委員長等の行政報告と、報告に対する質問を行います。

市長。

●市長 藤倉 肇君（登壇） 平成 19 年 12 月 19 日から平成 20 年 3 月 10 日までの行政について報告

をいたします。

初めに産炭地対策であります、1 月 18 日、札幌市において開催された空知産炭地域総合発展機構第 34 回運営委員会に副市長が代理出席し、空知産炭地域総合発展基金活用事業の助成案について審議決定した後、平成 19 年度収支再生予算案について承認した。

1 月 31 日、札幌市において開催された北海道産炭地域振興センター理事会及び第 70 回臨時総会に出席し、空知産炭地域総合発展基金活用事業に係る空知産炭地域総合発展機構の基盤整備事業基金並びに新産業創造等事業基金の一部処分案について審議決定した後、平成 19 年度収支再生予算案について承認をした。

次に、地域開発関係についてでございますが、1 月 16 日、東京都において中小企業基盤整備機構東京本部を訪問し、平成 19 年度の支援に対するお礼と、平成 20 年度の取り組みに対する協力を要請した。

2 月 12 日、市役所応接室において北海道経済産業局長より「企業立地に頑張る特色ある市町」として表彰を受けた。

2 月 19 日、札幌市において三菱商事株式会社北海道支社及び三井物産株式会社北海道支社を訪問し、道内企業の企業誘致に向けた取り組みについて協力要請を行った。

2 月 21 日、市役所会議室において行われた独立行政法人中小企業基盤整備機構と株式会社アクリフーズの夕張緑陽団地土地譲渡調印式に出席した。

次に、ゆうばり国際ファンタスティック映画祭の関係についてであります、2 月 5 日、札幌市において開催された「ゆうばり国際ファンタスティック映画祭 2008」の記者発表に名誉大会長として出席をした。

2 月 22 日、ホテルシュエパロにおいて開催された「夕張国際学生映画祭 2008」の開会式に出席し、挨拶を述べた。

次に、夕張シュエパロダム建設関係についてでございますが、2 月 29 日、市役所会議室において開催された夕張シュエパロダム建設促進連絡協議会臨時

総会に出席し、平成 19 年度事業に対する協議を行った。

3 月 10 日、栗山町において開催された平成 19 年度国営道央地区土地改良期成会理事会並びに通常総会に建設課長が代理出席し、平成 19 年度一般事務経過報告及び収支決算を承認した後、平成 20 年度事業計画及び収支予算並びに役員改選について審議決定した。

次に、道路開発関係についてでございますが、2 月 5 日、札幌市において開催された道路特定財源の確保を求める全道緊急総決起大会に建設課長が代理出席し、道路特定財源の確保を求める決議案を採択した。

次に、一般関係についてであります。

12 月 25 日、岩見沢市において開催された平成 19 年南空知ふさと市町村圏組合理事会並びに平成 19 年南空知ふさと市町村圏組合議会第 2 回定例会に出席し、ふさと市町村圏基金の取り扱いについて協議をした後、平成 18 年度南空知ふさと市町村圏組合一般会計決算及びふさと市町村圏基金事業特別会計決算の認定について承認した。

12 月 27 日、市内各消防分団の歳末特別警戒管理者巡視を行い、消防分団員を激励した。

1 月 11 日、市民研修センターにおいて行われた「ゆうばり再生市民会議」第 6 回運営委員会に出席し、挨拶を述べた。

1 月 12 日、清水沢駅前公園において平成 20 年消防出初式を挙行し、観閲式に引き続き市民研修センターで開催された式典において式辞を述べた。

1 月 13 日、清水沢地区公民館において開催された夕張市成人祭式典に出席し、祝辞を述べた。

1 月 16 日、東京都において高橋はるみ知事とともに増田寛也総務大臣を訪れ、夕張市の財政再建の取り組み状況及び地域再生の動向について説明を行った。

1 月 18 日、南部コミュニティセンターにおいて開催された南部地区住民の集いに出席し、南部地区の地域振興などについて意見交換を行った。

1 月 27 日、石炭の歴史村駐車場において開催されたドッグスポーツフェスティバル in 夕張に出席し、挨拶を述べた。

1 月 29 日、市役所会議室において開催された幸福の黄色いハンカチ基金使途選定委員会に出席し、挨拶を述べた。

2 月 1 日、札幌市において開催された平成 20 年第 1 回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会に議員として出席し、各条例案の改正等について審議を行った。

2 月 2 日、ホテルマウントレースイにおいて行われた夕張雪はね・雪下ろし応援バスツアー出陣式に出席し、参加者に対し感謝の言葉を述べた後、参加者とともに雪はねを行い、昼食交流会に参加した。

2 月 3 日、岩見沢市において開催された平成 20 年第 1 回南空知ふるさと市町村圏組合理事会に出席し、ふるさと市町村圏基金の取り扱いについて協議をした。

2 月 7 日、市役所応接室において行われた夕張振興企業協議会木工製品贈呈式に出席し、木工製品 4 点の寄贈を受けた。

2 月 8 日、市民研修センターにおいて開催された「ゆうばり再生市民会議」第 7 回運営委員会に出席し、挨拶を述べた。

2 月 16 日、ゆうばり再生市民会議の呼びかけにより、清水沢清陵町において行われた除雪ボランティアに参加し、除雪作業を行った後、参加者にお礼を述べた。

2 月 20 日、市役所会議室において開催された第 1 回ゆうばり観光連絡会議に出席し、各団体が協力し合うことを確認し、当面の課題について協議を行った。

2 月 20 日、市民研修センターにおいて、交通安全のさらなる意識向上を図るため、「交通事故死ゼロを目指す日」の総決起集会を開催し、挨拶を行うとともに、警察署長連名の感謝状を関係団体に授与した。

2 月 22 日、岩見沢市において開催された平成 19 年度空知地方総合開発期成会第 2 回定時総会及び平

成 20 年度開発予算懇談会並びに空知地域連携会議に出席し、平成 20 年度事業計画及び予算案について審議し承認した後、空知地域連携会議において、新たな北海道総合開発計画の策定について報告を受けるとともに、空知協働プロジェクトの平成 20 年度事業案について承認をした。

2 月 26 日、空知支庁において開催された第 5 回夕張市の救急医療に関する打合せ会議に出席し、平成 19 年度の対応に対しお礼を述べるとともに、夕張市の救急医療体制について意見交換を行い、今後の支援協力について要請を行った。

3 月 1 日、札幌市において開催された北海道医療大学歯科学会第 26 回学術大会に出席し、講演を行った。

3 月 3 日、夕張市スウィミングセンター屋根の崩落事故に伴い、状況把握のため現地調査を行った。

3 月 5 日、市役所において、北海道消防設備協会による AED の贈呈式に出席し、AED の寄贈を受けた後、デモンストレーションに参加をした。

3 月 6 日、夕張商工会議所において開催された平成 19 年度自衛隊入隊予定者壮行激励会に出席し、激励の挨拶を行った。

3 月 7 日、増田寛也総務大臣及び総務省自治財政局長を訪問し、平成 19 年度財政再建計画の進捗状況の報告並びに特別交付税の要請を行うとともに、夕張市スウィミングセンター屋根の崩落事故状況について説明を行った。

3 月 10 日、北海道建設部長を訪問し、夕張市スウィミングセンター屋根の崩落事故の説明を行うとともに、復旧等に関わる技術支援の要請を行った。

次に、現金及び物品等の寄付について、12 月 13 日から 3 月 4 日まで、別紙調書のとおり個人及び団体から現金及び物品等の寄贈がありました。

本議会を通じて、感謝の意を表しまして報告にかえさせていただきます。

以上。

●議長 加藤喜和君 教育長。

●教育長 小林信男君（登壇） 平成 19 年 12 月

19 日より平成 20 年 3 月 10 日までの教育行政の主なものについてご報告させていただきます。

12 月 20 日、岩見沢市において開催されました第 7 回空知管内市町教育委員会教育長会議に出席をし、空知教育局の各課所管事項の説明を受けたほか、当面する教育上の諸問題について意見交換を行ったところであります。

1 月 12 日、夕張市民研修センターにおいて、来賓並びに実行委員多数の参列のもと、夕張市成人祭を挙行了ところであります。なお、当日の出席者は 84 名、出席率は 79%であります。

2 月 14 日、岩見沢市において開催されました空知管内教育行政懇談会に出席をし、北海道教育委員会より今日的な教育課題について説明を受けた後、学校評価等について意見交換を行ったところあります。

引き続き 2 月 14 日、豪雪によりユーパロ幼稚園を始め、市内すべての小学校・中学校・高等学校が臨休の措置をとったところあります。

3 月 1 日深夜から 2 日未明にかけて夕張市スウィミングセンターの屋根、およそ約 3 割が崩落する事故が発生しました。

3 月 5 日、文化スポーツセンターにおいて、小・中学校の統合のために必要な諸事項及び基本的な問題等について、検討及び調整するための委員会を発足し、第 1 回目の会議を行ったところあります。

3 月 7 日、北海道建設部の技術職員 4 名が夕張市スウィミングセンターの現地視察を行ったところあります。

3 月 10 日、市長ともども北海道建設部長を訪問し、夕張市スウィミングセンター屋根の崩落事故の説明を行うとともに、復旧等に関わる技術支援の要請を行ったところあります。また、空知教育局長を訪れ、今後の水泳授業等、教育活動にかかわる協力支援の要請を行ったところあります。

以上、報告とさせていただきます。

●議長 加藤喜和君 これより、報告に対する質問を行います。

山本議員。

●山本勝昭君 今回の教育行政のことで報告あった中ですね、1 点ちょっと教えていただきたいものがございすけれど、3 月 5 日にですね、小・中学校統合委員会が発足されて 1 回目の会議が開催されています。その会議の中身をわかる程度で結構でございますから、どのような話がされたかお示しいただきたいと思います。

●議長 加藤喜和君 教育課長。

●教育課長 石原秀二君 お答えします。

3 月 5 日の協議の内容につきましては、まず 35 名の委員の委嘱状の交付を行っております。さらに、統合委員会役員の選任及び部会の設置、役員の選任、さらには今後のスケジュール等について協議を行ったところあります。

●議長 加藤喜和君 山本議員。

●山本勝昭君 それで、中身はどのような話をされたのか、それをわかればわかる程度で結構ですからお示しいただきたいと思います。

●議長 加藤喜和君 教育課長。

●教育課長 石原秀二君 統合委員会の中に 8 部会を設置しておりますので、その 8 部会の項目の中身についての検討を行っております。それで、今後の分委会、それについての方向性、これを各統合委員の方と確認をいたしました。

以上でございます。

●議長 加藤喜和君 山本議員。

●山本勝昭君 何回もすいません。その部会の中でね、どのような話し合いがされたのかその中身について示していただきたいということでございます。

●議長 加藤喜和君 教育課長。

●教育課長 石原秀二君 当日は第 1 回目の統合委員会ということでありまして、その役員構成をまず行ったわけですが、その中身につきましては、各部会ごとに次回の第 2 回統合委員会に向けて随時各部会でもって協議をすることになっております。

以上でございます。

●議長 加藤喜和君 よろしいですか。

ほかにございますか。

伝里議員。

●伝里雅之君 市長の行政報告の中でいくつかお聞きしたいと思います。

まず 1 月 18 日、1 月 31 日ですが、1 ページですね、1 月 18 日、1 月 31 日に空知産炭地域総合発展機構の会議に出ています、その中で先ほどきくと読み間違いだと思いまけれども、19 年度収支更正予算案についてですが、これ再生というふうになっていました。きくと読み間違いだと思しますので、その辺を確認したいと思います。

それともう一つ、夕張国際ファンタスティック映画祭関係についてですが、5 日に記者会見に出席しております。ま、これはこれでいいんですが、22 日学生映画祭の開会式に出席しておりますが、これは一緒に企画ではないので別々に示した方がよろしいかと思ひます。要望です。

要望というか、替えておいてください。

で、あと二つよろしいですか。

2 月 20 日、8 ページですけども、第 1 回ゆうばり観光連絡会議に出席しておりますけれども、当面の課題について協議を行ったとなっています。この中身なんです、大変興味があるところなのでもう少し説明していただければ、よろしいかと思ひます。

一編によろしいですか。

●議長 加藤喜和君 では、ここで切ってください。

市長。

●市長 藤倉 肇君 大変失礼しました。

1 ページ目の平成 19 年度収支更正でございます、再生と読みましたが、収支更正予算案について承認をいたしました。これ、読み間違いしました。

それから次は、ご指摘ありました夕張国際ファンタスティック映画祭と夕張学生映画祭、これは今ご指摘のとおり分けた方が私もよろしいと思ひますので、そのように改めます。

それから、ゆうばり観光連絡会議につきましては担当の方から説明します。

●議長 加藤喜和君 地域再生推進室総括主幹。

●地域再生推進室総括主幹 松村俊哉君 観光連絡会議の関係なんですけれども、私の方から報告させていただきます。

観光連絡会議につきましては、当日、市のほかにゆうばりリゾート、NPO 法人の観光協会さん等が集まってお話をさせていただいたところです。それで、指定管理から 1 年経過したということもございまして、それぞれの諸課題を持ち合ってますね、これからのあり方、観光のあり方について我々が調整役ということで打ち合わせを行ったところです。先日、指定管理で管理し切れないところが出てきているとか、いろいろな課題が出てきたということもあって、関係する機関が集まって打ち合わせを行ったところでございます。

例えば鹿鳴館の問題もあります。それについても老朽化が進んでいるということもございまして、その辺についてのあり方もあるだろうということや、市民会議で桜の問題を取り上げて今、桜マップ等をつくっているということもございします。そのようなことも含めてですね、観光のそういう団体とリゾートさんや観光協会等も含めてですね、どのように取り組んでいけるのかということ議論したところでございます。

●議長 加藤喜和君 今の質問の件に関して、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり。〕

では次、伝里議員。

●伝里雅之君 これは第 1 回とありますから、きつとこの連絡会議はこれからたびたび行われると思うんですけど、ほかにもまだ、独自で観光に関して市民独自で進めているところもあります、そういう団体も会議に出席できるように、これはなるんでしょうか。

●議長 加藤喜和君 観光連絡会議という名称を含めて、今まで議会のほうに報告がなかったと思ひ

ますので、その辺のありようも含めて報告いただけますか。

地域再生推進室総括主幹。

●地域再生推進室総括主幹 松村俊哉君 先ほどもちょっと申し上げたんですけど、私どもも観光ということで昨年来ちょっといろいろと議論になっているところなんですけれども、観光行政というとなかなか前向きにというのは難しい面もあるのかなという部分もあったんですけど、リゾートさんとか実際にやっている部分もあるということもございまして、それで、お金をかけないで我々も調整役ということで何らかの役割が必要なのだろうということもあります。

それで、当面は先ほどリゾートさんとか直接携わっていただいている方々にお集まりいただいたんですけども、先日のお話の中でも桜の話が出た際に、例えばこれから具体的な話としては、そういう桜ウィークですとかそういった中でですね、失礼しました、先日のお話し合いの中に商工会議所さんもお集まっております。その中でお菓子屋さんですとかそういった広がりを持ってくるだろうということで、その場合場合によってですね、必要な方々に入っていくような形になるだろうというふうに考えております。その場でもそのような議論になっております。ですから、メンバーも固定している訳ではなくて、核になる部分については直接関係している団体が核になりながら、必要に応じて関係する部分を広げてというふうに考えているところであります。

●議長 加藤喜和君 よろしいですか。

〔「関連で」と呼ぶ者あり〕

新山議員。

●新山純一君 今の件の関連なんですけれど、今の答弁を聞いていますと夕張市が主催というか、音頭をとってつくったというふうにとれるんですね。しかしながら、委員会にも1回もそういう報告ございませんし、夕張市がこれはあれですか、主体としてやるんですかこれからも。その辺のいきさつというのか、この観光協会のこれについての明確な体制

をちゃんと言ってほしいとおもいますけれど。誰がこれつくったんですか、立ち上げたんですか。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 ちょっと説明が不十分でございまして、この今の行政報告の中に第1回夕張観光連絡会議何ていう名称を挙げておりますので、あたかもこれは今、議員が指摘のように、夕張市が、行政がこういう組織を立ち上げて運営しているかのように取られがちでありまして、ちょっと適切な表現ではありませんでした。

実はこういうことなんです。今、夕張再生に向けて市民の皆さんも立ち上がっているいろいろなことをやろうと頑張ってくれています。それから各団体、商工団体、観光団体、もろもろの団体も夕張再生で何かやろうと、そういう気運で皆が盛り上がっております。その中で、市として議会の皆さんにも報告し承認も受けておりますのは、夕張市再生市民会議というのがあります。今、お話ししておりますこの観光連絡会議というのは全く任意団体でありまして、ただ、今説明ありましたように例えば商工会議所、観光協会、それぞれがおのおの立ち上がっているのですが、何かそこで連絡する、お互いに連絡しあって一緒になってそういうことをやっていく、そういう集まりがほしいという要請がありまして、では、その音頭をどこが取るかと。やはり行政が行政という立場で声をかけてくださいよと、そうすると我々も集まりやすいと。こういうことが背景にあって、第1回目と書いていますけれど、市長が出ましたので行政報告ということになるのかも知れませんが、本来まだそういう形ははっきりしたそういう連絡会議ではありません。したがって、この行政報告の中に載っていること自体がちょっと懸念されますけれど、一応市長が出ましたということの報告で、結論的に言いますと、これは市がつくった会議ではありません。今言いましたように、これから立ち上がろうというそれぞれの任意団体が集まって何かやりたい、その音頭を取ってくれということで出てきてまして、市長が結構なことですよ、どうか一つ皆さん

が立ち上がって良い夕張市をつくりましょうという挨拶をしたということの報告でありまして、改めて組織ができれば、そういう正式なものにしたいし、また今、市民が、私が一番大事にしているのは、市民や団体の皆さんが立ち上がっている、その立ち上がっていることに対して手を差し伸べて応援して、とにかく盛り上げようというのが私の一番の思惑でありますので、ちょっと行政報告の内容には不適切であったかと思いますが、実は内容はそういうことが事実です。

●議長 加藤喜和君 よろしいですか。

新山議員。

●新山純一君 今の市長の答弁と先ほどの総括主幹の答弁、全然内容が違うんですね、言っていることがね。

それから、立ち上がっていないと言ったって、これ1回目をやって協議も全部しているときに、組織自体を私良い悪いじゃあないんですよ。やるならやるようにきちっとしたものがあってやるべきであってね、2回、3回と続いていくのであれば、これは夕張市のためになるのですからやってほしいと思います。しかしながら、主体がどこでもってどうやっていくのかということが何も見えてこない。今の市長の答弁だったらまだ立ち上がっていない。たが、総括主幹の話ではいろいろな団体が集まってもらって協議をしたと。集まってもらったということは、市が集めたということになりますよね。その辺をきちっと明確なものがないと、今後この取り扱いについてはどうするんだということなんですよね。

今の市長と総括主幹の答弁では、全然内容がかみ合っていないんですけれどもね。

●議長 加藤喜和君 市長答弁が総括になりますので、よろしくお願いします。

はい、市長。

●市長 藤倉 肇君 誠に指摘のとおりで、これは今言いましたように、任意団体が集まってそういう連絡会をつくろうよという集まりの第1回目、集まりましたということで、この会議が立ち上がっ

て正式に第1回目の会議、第2回目の会議ではなくて、それぞれの団体がまず集まってみようということで、集まりの最初です。これから、その会議の中でこれをもう少し組織化しよう、またはほかの団体に呼びかけよう、こういうことになっていくかと。もちろん、その主体はあくまでも市ではなくて、行政ではなくてここに自主的に参加してくれている市民団体の中からそれぞれの役割分担を決めていく。ですから、その準備段階のことをこの行政報告中で、冒頭言いましたように市長が出て挨拶しているので、市長の活動の中の一環として取り上げられました。今の松村主幹の方の話もちょっと調整が取れていませんけれども、内容はそういうことでこれから立ち上げていきたいという市民の観光連絡会の今、ひとつあります。これからやっていこうという準備段階の話でございます。

以上。

●議長 加藤喜和君 市長がそういうことで、連絡会議というよりは、どちらかというと連絡会程度の、程度という失礼ですが、そういう集まりを今立ち上げたということでありますから、今後議会、常任委員会等で十分論議をしていける課題でないかと思いますが、この件についてよろしいですか、今の時点で。

市長もそう言っておりますので、よろしいですか。この件に関して2月20日の第1回のゆうばり観光連絡会議について、今後議会としても大きな観光事業の問題になってくると思います。

よろしいですか。よろしいでしょうか。

では、質問してください。

山本議員。

●山本勝昭君 関連でね、市長お伺いしますけれども、これ趣旨はわかるんです。わかるんですけど、行政が主体となってこの会をつくっていくのかどうかをはっきりしなかったら、市長のお言葉では自主的にそういう団体がやってくれるということに市がそこでもって何らかの手助けというのはわかるんですけど、召集も全部市でやるということになると行

政の行事になってきますから、そうなる簡単な話で済まなくなってくるんですね。

まず議会に報告されて、そこで協議をされてやっぱりやっていくものだと思うし、そこら辺を今皆さんが聞きたい部分だと思うんです。ただ、今までのお話を聞いていると市が主体となってこの行事を進めていくというふうに受け取れるから、その辺を懸念しているのであってね。だから、やることは決して悪いことではないですから、市民の間から盛り上がってやっていく、これは市長が望んでいることだと思いますからそこら辺を明確にした方がいいのではないですか。

そして、今後もそれを議会にかけるのであれば、それははっきりした方法でもらったほうがいいのではないかと思いますので、それを明確に答弁してください。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

●議長 加藤喜和君 今時点の考え方は、市長がお話をされたとおりのことで、今後もし市長の考え方の中に方向性があれば、お示しを願いたいと思いますが、よろしいですか。

●市長 藤倉 肇君 今、山本議員がおっしゃったとおりでありまして、今これからこういう市民の団体が主体となった夕張観光のために盛り上がる、これは私の望んでいるところでありまして、ただはっきりさせたいのは、これは市がやるということではなくて、市と民間が一緒になって、常に言っております協働、協働の中で主体性はあくまでも団体の方々でありまして、市の方はそれに応援するというところでございます。

これ以降、いろいろな活動について変更がある場合にはまた議会に報告しますが、今の段階はこういうものを立ち上げようということで第 1 回目集まりましたというこれからのことで、ちょっと適切な行政報告ではなかったと思っております。

以上。

●議長 加藤喜和君 それでは、私の方からお願いしますが、今後の観光行政、事業にかかわること

でしょうから、大綱質問もございまして、その辺でやり取りで、今日は行政報告ということで、そういう会議があつて市長が出席をしたということで理解をいただきたいというふうに思いますけれど、よろしいですか、この件については。

それでは伝里議員、引き続きありますか。

伝里議員。

●伝里雅之君 同じ 8 ページ、2 月 26 日の緊急医療に関する打ち合わせなんですが、これも市民が大きな関心があることです、中身をちょっとお示し下さい。

●議長 加藤喜和君 あと、それ 1 件だけでよろしいですか。

福祉課長。

●福祉課長 秋葉政博君 ただいまの伝里議員の質問にお答えします。

夕張市の救急医療に関する打ち合わせ会議、5 回目ということなんですけれども、昨年の実実は市立総合病院の医師不足による市外搬送の増加、それからその後のですね、市立総合病院の閉院ということで、市内の救急医療の対応について空知保健福祉事務所が音頭を取りまして、南空知管内の医師会、それから各公立の医療機関の関係者が集まりまして対応を協議しております。第 4 回目の会議、これ昨年行われておるんですけれども、この会議で市内の軽度の救急患者については市内の医療機関でできる限り対応すると、こういう提案をいたしまして、その他の患者については南空知の各病院、それから札幌近郊も含めまして対応すると、こういう体制で一年間行ってきたところでございます。その結果、平成 19 年度中は約半数の患者が市内の医療機関で対応したと、こういう実績を示しまして、これからについても今現在と同じような体制で夕張市で対応しきれない患者について対応をしていただけると、こういうことで結論付けたものでございます。

以上でございます。

●議長 加藤喜和君 よろしいですか。
ほかにございますか。

高橋議員。

●高橋一太君　　3 月 7 日なんですけれども、既にこれ報道等でも周知されていますけれども、総務省の方へ出向かれて行っているということなんですけれども、大臣及び財政局長ですか、にお会いされていると夕張市の当面する課題ですとか新年度に対する等々のいろいろな要望行動を行ったということなんですけれど、まずこの辺、もうちょっと詳しい説明というかですね、市長の感触も含めた中で特に総務大臣との中での会話といいたししょうか、その辺の前向きな見解が出たとするならば、新年度に対してどのような総務省としての見解を持っていたか等々を含めて、その辺市長の方からもう少しちょっと詳しくまずお示しいたきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●議長　加藤喜和君　　市長。

●市長　藤倉　肇君　　お答えします。

今回、総務省へ行きました大きな目的は三つありまして、一つは後ほども出てまいります 19 年度の夕張市の赤字短縮額十四億七千何がし、約 15 億。前回、高橋はるみ知事と総務大臣に会ったときに果たして夕張市が初年度の赤字縮小計画が達成できるのか非常にきわどいところにありまして、夕張市としては私も市民の皆さんの理解を得ながら、言葉が非常に庶民的ですけれど我慢の 1 年間で、何とかして 1 年目は達成するという、そういう思いでやっておりますが、今回冒頭言いました市民の皆さんの理解、我慢をいただきまして初年度何とか達成できたという、そういうことをご報告かたがた、私の思いは何とかして今ちょうど特別交付税の、特交のいろいろな検討の時期に総務省も入っていますので、この折に夕張の頑張りを示しながら、何とか特交についての特別な配慮をもらいたいという、こういうことがねらいと言いますか思いで大臣と会い、その旨を伝えました。より具体的に今夕張が置かれている状況もよく話をしました。

それと 20 年度、これからですけれどもね、これからも非常に厳しい中にあるんだと。皆さんもご承知

のように財政再建計画どおり物事は進んでいない。特に歳入ですね。人口が減っていく、いろいろな面で歳入が非常に、交付税等のそういう予定に対して不足も考えられる。ですから、何とか 20 年度に向けても国の助成をお願いしたいということ。

それと今回、夕張市のスウィミングセンターの屋根が崩落しました。報道で全国的に報道になっているものですから、国の方においても非常に心配をされている向きがありますので、この状況を報告をし、直接総務大臣になるかどうかわかりませんが、何ともしも夕張市の子供たちの教育にとってどうしてもこれは必要なスウィミングセンターであるので、今後夕張市としても各方面に対していろいろな要請にあがるので国としてもその辺のところのご高配を願いたいと、こんなようなことの要旨で話をしました。

以上。

●議長　加藤喜和君　　高橋議員。

●高橋一太君　　わかりました。

それともう 1 点なんですけれども、このことを受けてですね 3 月 10 日、たまたまスウィミングセンターの復旧に関して北海道建設部長等を訪問されているという経過もあります。このことだけではないのでしようけれども、総務省へ行かれた経過報告等を含めて、知事とは市長はお会いされているんですか、北海道知事ですね。

この辺、もしお会いされているのかどうか、逆にその辺ちょっと中身がもしあれば、お示しいたきたいと思います。

●議長　加藤喜和君　　市長。

●市長　藤倉　肇君　　3 月 10 日に道の方に行きまして局長とお会いしまして、国に行ってきた今話した内容を局長にも報告をいたしました。今言った 3 点ですね、道の方にもお話をしております。

●議長　加藤喜和君　　高橋議員。

●高橋一太君　　わかりました。

これ新年度予算にかかわる部分、また大綱的な質疑でやっていきたいと思いますので、今回の件につ

いては前向きな行動というふうに私は捉えていますので、大変ご苦勞だったかと思えますけれど、また大綱質問の方で関連的な部分を含めて質問をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

●議長 加藤喜和君 よろしいですね。

ほかにございますか。

よろしいですか。

ないようでありますから、日程第 2、市長並びに教育会委員長等の行政報告と報告に対する質問はこの程度で終結いたします。

●議長 加藤喜和君 日程第 3、議案第 1 号ないし第 9 号、議案第 18 号ないし第 24 号、議案第 26 号、以上 17 議案一括議題といたします。

この場合、市長から平成 20 年度市政執行方針、教育長から教育行政執行方針、さらに副市長から各議案の提案説明を順次聴取してまいります。

市長。

●市長 藤倉 肇君（登壇） 平成 20 年度市政執行方針についてご説明申し上げます。

平成 20 年度の市政執行に当たり、その所信と予算の編成につきまして申し上げ、市議会並びに市民各位の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

平成 19 年 3 月 6 日、夕張市は市の財政破綻、財政再建団体入りという事態に陥りました。

私は昨年 4 月に市長に就任以来、6 月の第 2 回定例市議会におきまして私の決意と基本姿勢を示し、財政再建計画を遵守しながら、厳しい現実を直視して市政の運営に当たってまいりました。

それは要約しますと、一つは破綻の要因を分析し同じ轍を踏まないこと、二つめには市民と行政との協働による新しい夕張づくりを進めること、三つめには情報の公開、共有によるガラス張りの市政運営を行うこと、四つめには高齢者・子育て・教育への配慮を重視し政策を行うことであります。

この推進のスローガンは「生き生き元気 夕張！」の実現にあると考えております。

昨年度末の職員の大量退職後、平成 19 年度においても職員の退職が止まらない状況の中で、今年 1 月に課・係制を廃止し、グループ制を導入したところであり、厳しい職員体制を維持しながら、平成 20 年度に向けて、行政サービス確保と事務の効率化を図っているところであります。ご承知のとおり、行政サービスの維持確保を図るためには、適切な行政執行体制が必要不可欠であります。業務の合理化、効率化を図りながら将来を担う職員を育てることが肝要であり、引き続き行政執行体制のあり方を検討してまいります。

次に、市民との協働によるまちづくりであります。本市の財政状況下での新しいまちづくりの原動力は、市民と行政との協働であります。自分たちのまちは自分たちの手でつくりあげるという、自立の発想が根本にあり、それが意見となり市民の総意となり、その実現のための行動となることが望ましいと考えるところであります。もろもろの課題の解決と、安全・安心で住みよい夕張を実現させるため、地域や町内会、ボランティアなど、市民の皆様と対話をしながら、市民と行政が目的を共有し、連携・協力をして取り組んでまいりたいと考えております。

今既に、その芽が出始めて活動が展開され、成果を上げていることはご承知のとおりであり、市民の立ち上がりで新しいまちづくりの行動について評価されているところであります。

昨年スタートした「ゆうばり再生市民会議」では、自らができることを考え、実行する市民活動のネットワークを形成していく活動が展開されております。この市民運動を推進することが、夕張市の自立再生には不可欠であることから、引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、企業誘致と地域活性化であります。企業誘致につきましては、夕張市の人口、雇用、経済など地域活性化の重要課題として認識しております。

恵まれた自然環境と地域の利便性、誘致の好条件などを提言しておりますが、期待する成果が上がっていないのが現状であります。

それには、本市に対するイメージを変え、夕張の魅力をアピールすることが必要であると考えております。財政破綻のまちなどの好ましくないイメージを払拭し、大自然に恵まれたまち、心豊かな人々の住むまち、全国ブランドの夕張メロンのまちなどの夕張の魅力をアピールすることも、企業誘致に対する側面的な促進力になると考えているところであります。

また、既に進出され成果を挙げております企業の皆様にも、夕張進出の体験から夕張の良さをアピールしていただきたいと思うところであります。今年も、中小企業基盤整備機構の支援を受け、全国的に企業誘致活動を展開してまいります。特に、北海道内の企業・団体への訪問活動の強化に努めてまいります。

地域活性化につきましては、平成 20 年度においてふるさと納税制度の創設が検討されており、ふるさとやゆかりのある自治体への寄附に対する税額控除の充実が期待されるところであります。

市内外の皆さんのふるさとを想う気持ちを大切にしながら、ふるさと納税制度の活用について検討してまいりたいと考えているところであります。

また、本市においては既に幸福の黄色いハンカチ基金などを通じて、全国各地の大勢の皆様から温かい支援をいただいております。市民活動に対する助成や、福祉灯油事業などの幅広い市民福祉のために有効活用を図ってまいりました。全国の皆様のご好意を大切にしながら自立再生の機運を高め、新しい夕張づくりの早期実現に向け、引き続き努力してまいります。

さらに、地域活性化のためには、交流人口の増加を図ることが重要であると考えているところであります。私は、持論として繁栄とは人の集まりと思っております。話題のあるところに人が集まり、人の集まる場所にお金が集まり、お金の集まる場所に市が立つを地域活性化の原理であると信じているところであります。これを踏まえて、春・夏・秋・冬、この四季を通じた素晴らしい大自然に恵まれた夕張を

舞台に交流人口の拡大を図ることに全力を傾注し取り組んでまいります。

次に、安全・安心の確保についてであります。市民が安全で安心して暮らせるまちづくりが最も重要な課題であり、その中でも医療機関との連携による救急搬送の確保など、地域医療体制の整備や高齢者に対する配慮をしていくことが必要であると考えているところであります。このようなことから、安全・安心を確保するための救急資機材の整備や、高齢者世帯などを対象とした市民やボランティア団体が実施する除雪作業を進めるための除雪機の整備などを逐次進めてまいります。

また、市民がふれあい、生きがいを持ちながら暮らせるまちづくりを推進するため、高齢者を初めとした市民の交流の場づくりを支援してまいります。

次に、住環境の整備も大きな課題であります。

市営住宅につきましては、入居率の低い住宅が多いことから管理上の効率が悪く、独居高齢者世帯の安全確認、点在している入居者の暖房及び除雪などの負担が大きく、市においても維持補修費が増高していることから、市営住宅の再編調査事業を実施し、市営住宅の集約化を検討することが喫緊の課題となっているものであります。なお、住宅集約化の検討にあたりましては合理性の追求のみならず、そこに住んでいる市民の個々の事情や感情に対し配慮することが大切であると考えているところであります。

これらを踏まえ、将来にわたる住宅管理の適正化と維持管理経費の縮減に向けた具体的な方策の検討を、引き続き進めてまいります。

また、市の賃貸住宅につきましても空き住宅の幅広い活用を図るために、個人のみならず法人などにも賃貸できるよう取り進めてまいります。

次に、大きな課題として市税等の滞納問題があります。市税滞納者については、厳正な滞納処分の実施により滞納額の一層の縮減に努めるものであり、また、住宅使用料の滞納者に対しては、明渡しなどの法的措置を講じるなど、滞納対策を強化することにより、税・使用料負担の公平性と自主財源の確保

を図っていくことが必要と認識しているところであります。地方自治は、市民の皆さんの納税などによって成り立っていることをご理解いただき、住みよい夕張をつくるため滞納防止に向けての取り組みを進めてまいります。

次に、平成 20 年度の予算編成につきまして申し上げます。

今、法の下での財政再建計画に基づき着実に財政再建を推進していく中で、財政再建計画の限られた予算での行政執行は、市民はもちろん、行政にとっても決して安易なものではありません。

財政再建計画推進の実質初年度である平成 19 年度においては、市民の皆様のご理解ご協力をいただき、新たに生じた行政課題に対応するため、計画変更を行いながら行政運営に努めてきた結果、計画どおり赤字解消が図られる見込みとなったところであります。

平成 20 年度予算におきましては、平成 19 年度の歳入歳出の執行状況を踏まえつつ、引き続き歳入歳出経費全般について適正化を図り、財政再建計画に基づき、安全・安心をベースとした市民生活の維持を基本として財政再建を推進してまいります。

次に、特別会計についてであります。

国民健康保険事業会計につきましては、医療費の適正化を一層推進し、引き続き収納率向上対策に取り組むなど、保険事業の安定化を図るとともに、単年度収支の均衡に努めながら運営をしてまいります。

公共下水道事業会計につきましては、平和地区以北において供用しておりますが、平成 20 年度より維持管理業務の民間委託を拡大するなど、事務事業の効率化を図りながら改善に努めてまいります。

介護保険事業会計につきましては、平成 18 年度から平成 20 年度までの第 3 期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の持続的かつ円滑な運営を図ってまいります。

後期高齢者医療事業会計につきましては、老人保健法の一部改正により、新たに高齢者の医療の確保に関する法律が施行されたことに伴い、本年 4 月よ

り後期高齢者医療制度が実施されることになりました。制度の運営主体は、道内全市町村が加入をする北海道後期高齢者医療広域連合ですが、保険料の徴収や各種申請、届出の受付、被保険者証の引き渡しなどは市町村が行う事務とされており、このことを踏まえ、夕張市としてもこの制度が円滑に実施されるよう取り組みを進めてまいります。

その他の会計につきましても、引き続き収支の均衡を図るなど運営改善に努めてまいります。

以上、平成 20 年度市政執行方針について申し上げます。

夕張市は今、財政再建計画を達成するため、平成 19 年度から 18 年間という長い道のりを歩き始めました。これからの夕張市は、財政再建計画に基づき、着実な財政再建の推進に努めながら、それと同時に、市民の皆様が希望の持てるまちづくりを進めなければなりません。このため、市民と行政が協働し常に市民の生活を守ることを基本として、再生に努めてまいります。地域の再生を市民と行政が協働で進めていくためには、市の果たすべき役割や守備範囲を検討しながら、財政再建計画を踏まえ、あるべき行政執行体制を見定めていきたいと考えているところでございます。

財政破たんの夕張は今、全国の注目を浴びております。この苦境の中から、市民と行政が一体となったこの自立行動で、夕張をいかに再生していくかということを考えているところであり、私自身が新しい夕張づくりの先頭に立って、汗をかき、愛する夕張の新しい姿を築き上げていかなくてはならないと、決意を新たにしているところであります。

市議会並びに市民各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成 20 年度の市政執行方針といたします。

以上です。

●議長 加藤喜和君 次に、教育行政執行方針に入りますが、昼食休憩時間に多少食い込むことが予想されますが、この場合会議を続行いたしますので、ご了承願います。

教育長。

●教育長 小林信男君（登壇） 平成 20 年度の教育行政執行方針をご審議いただくに当たり、その大綱を申し上げ、市議会並びに市民の皆さんのご理解とご協力を得たいと考えます。

教育基本法は、「教育は人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成」にあるとその目的を指し示しており、教育の基本理念を明確にしているところであります。これらの理念を踏まえ、保護者、市民の信頼と期待に応えるために必要な教育環境整備を図り、教育の質を高めていくことは極めて大切であります。

財政再建 2 年目を迎え、計画の推進状況が社会的に大きく注目される中であっても、夕張の未来を担う児童・生徒が人間性豊かで創造性にあふれ、心身ともにたくましく生きていく力の育成に努めてまいります。

さらなる地域人口の減少、少子・高齢化の進行、地域社会の変化など厳しい状況にあっても、夕張の子ども達にとって一人ひとりが生き生きと個性豊かに、地域の暖かい眼差しの中で育ちゆく教育環境整備に努めるとともに、夕張市民一人ひとりが生涯にわたって文化やスポーツに親しみ、学習し、生きがいを持って生活できる生涯学習社会を展望し、教育行政の執行に努力してまいる所存であります。

市内小・中学校の統廃合につきましては、昨年 11 月に小・中学校 1 校化とする最終方針を明らかにしたところであり、現在新しい夕張の小・中学校づくりに向けて教育委員会・学校、地域・PTA などの構成による、統合委員会及び校名検討委員会で検討を進めており、年内に一定の基本方針及び考え方を示してまいります。

また、平成 22 年度中学校統合に伴う校舎等の大規模改造実施設計を本年度に実施いたします。

学校は、教育活動の成果を診断・評価する学校評価をもとに、その結果をPTA諸会議や学校だより等を通し、保護者・地域に公表しながら意見をいた

だき、特色のある学校づくりに取り組んでまいります。

学校教育では、家庭や地域社会との連携、そして開かれた学校を基盤として、児童・生徒の発達段階、地域の特性や課題をもとに、生命が最も尊重され、心のふれあいが大切にされる教育を目指し、それぞれの学校が特色ある教育課程を編成し、学ぶことに楽しさや成就感を持ち、基礎的・基本的な力を確実に定着させる学習指導の工夫、創意を生かし、活力に富む教育諸活動の充実に努めてまいります。

また、体験的な学習、地域の自然・社会の素材を活用した学習、総合的学習の時間を通して、地域の人々の参加による学習活動の研修・指導の充実に努めてまいります。

学習指導では、発達段階や実態に即し、いろいろな学習の機会を工夫し、繰り返し学習を取り入れる等、効果的な学習指導や学習した内容が確実に身につくように取り組んでまいります。

また、学校や家庭で読書に親しむ取り組みを通して、読むことに対する興味・関心を高めるために、それぞれの役割りを果たす取り組みを進めてまいります。

小規模複式教育については、昨年地元で開催された全道大会の成果をより一層今後の指導に生かし、子どもや地域の実態に即した指導・研修の充実に努めてまいります。

中学校における英語教育につきましては、外国語指導助手（ALT）の配置を引き続き北海道教育委員会よりいただき、英語教育の充実に努めてまいります。また、小学校での活用についても検討を進めてまいります。

生徒指導につきましては、各学校で教職員が一体となり、常に児童・生徒とコミュニケーションを図り、信頼関係を築きながら日常的な生徒指導研修等を通して、問題行動の未然防止と解決のため努力してまいります。

また、保護者との協力体制を強化し、各関係機関・団体との連携を図りながら、児童・生徒・保護者・

教職員そして地域の人々の協力をいただき、児童・生徒の安全指導について相互理解を深め、さらに地域のネットワークづくり支援に努めてまいります。

さらに、学校内外の安全管理に関する取り組みの一層の整備を図るため、スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導を実施し、市内各地域に結成されている自主防犯組織との連携を図り、地域ぐるみの学校安全対策の推進に取り組んでまいります。

教材・教具、備品等教育条件整備及び学校の維持補修につきましては、再建計画を進めていく中で、児童・生徒の学習活動に直接支障がないよう努めてまいります。

児童・生徒の健康安全指導につきましては、生命の尊さ、体力の向上、運動能力の助長や健康で安全な生活を営む能力の育成のため、体育授業の充実、バランスのとれた学校給食、学校安全並びに交通安全指導の推進について、地域・関係団体とも連携を深め進めてまいります。

学校給食につきましては、児童・生徒の発達段階に即した給食の充実を図るとともに、食に関する指導計画・実践を通して教育内容の充実を図り、衛生管理に十分配慮し、食中毒の発生防止に万全を期するよう努めてまいります。

また、平成 22 年度統合に伴う 1 箇所の共同調理場について、統合委員会において準備、検討を取り進めてまいります。

特別支援教育につきましては、特別支援学級児童・生徒の宿泊、合同学習を計画するなど、さまざまな交流の機会を通して指導の充実を努めてまいります。

また、障害を持つ子供たちの一人ひとりに対する教育的ニーズに応じた指導や支援のため、各学校での体制整備を図るとともに、幼、保、小・中学校関係者、高等養護学校、福祉関係者、学識経験者等による「夕張市地区特別支援教育連携協議会」を設置し、推進してまいります。

これら学校教育の充実のために、教職員が自らの使命と専門性を高めることの意義を踏まえ、日常の

教育実践や工夫を積極的に進めるとともに、学校内外における授業研究と共同研究の推進、その公開等、研究・研修機会の拡大に努めてまいります。

教職員人事につきましては、本市の今後の「新しい学校づくり」を見据え、統合による激変緩和措置や、学級編成基準や定数増の改善等を北海道教育委員会に要請しながら、理解と協力を中心に過員解消と職員構成の適正化を図ってまいります。

教職員の健康管理では、生活習慣病の早期発見のための検査等を積極的に進め、疾病の早期治療を働きかけてまいります。

ユウパロ幼稚園につきましては、平成 20 年度をもって廃止を予定しておりますが、平成 21 年度からの幼児教育体制について、対象幼児の減少を踏まえ、認定こども園等、幼保一元化に向け各関係課等と具体的に協議・検討を行い、早期に方針を明らかにしてまいります。

社会教育の推進につきましては、第 4 次社会教育中期計画の策定に向けて、一昨年末に社会教育委員の会より答申をいただいておりますが、本市が置かれている厳しく流動的な状況において、答申に基づいた計画を策定していくことは難しいものがあります。

しかし、本市の状況が大きく変動している中であっても、市民が心身ともに豊かで、健やかな生活を営むために、社会教育が果たす役割は大きなものがあると認識しておりますことから、夕張市文化協会、体育協会等関係団体を支援し、文化・スポーツ振興に最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

社会教育の対象は幼児から高齢者まで極めて幅広く、そのニーズも多種多様なものがあります。しかしながら、大変厳しい状況の中であっても、そのニーズに応えることもまた、教育行政に求められているところです。

昨年度、文化・スポーツ活動等は多くの市民団体・サークル等の新たな自主的活動が芽吹き、展開されてきました。引き続き支援協力・協働しながら、各種団体との連携を深めてまいります。

また、北海道教育大学岩見沢校の継続的な支援をいただき、生涯学習を推進するとともに、その関係団体の育成に努めてまいります。

青少年教育につきましては、今後の学校統廃合等も視野に入れ、横断的な子供の交流を促す中で、社会的ルールや思いやりの心を育んでいくことが重要であると考えておりますことから、関係諸団体等とも連携して、事業の充実に努めてまいります。

また、子供の体力向上及び他校生徒との交流を目指し、教育委員会が所有するレク教材等を積極的に活用したレクリエーション普及活動に取り組んでまいります。

高齢者教育につきましては、「もも倶楽部（高齢者学級）」を開設し、生きがいや健康をテーマに、保健行政や関係機関とも連携して、引続き講座の充実に努めてまいります。

文化財の保護・活用につきましては、貴重な動植物が生息する夕張岳の自然環境を守る活動など関係行政機関や市民団体と連携して情報の発信、啓発活動などに取り組んでまいります。

図書コーナーにつきましては、図書貸出業務のほか、読み聞かせ活動や巡回文庫の実施、道立図書館の協力事業などを市民ボランティア組織等の協力をいただきながら進めてまいります。

美術館につきましては、引き続き指定管理による運営を行うほか、市内施設での移動展を開催してまいります。

また、新たに市庁舎 2 階に開設した「ふるさとギャラリー」では、収蔵作品や子供たちの作品を紹介し、市民の鑑賞機会の提供に努めてまいります。

文化スポーツセンター、テニスコート、平和運動公園については、市民が利用する貴重な体育施設でありますことから、引き続き利用者への利便性を考慮しつつ、さらに創意工夫を重ね積極的かつ合理的な管理運営を行ない、市民が気軽に楽しく健康的にスポーツに触れることのできるよう目指してまいります。

スウィミングセンターにつきましては、屋根が崩落したことによる今後のプール施設の運営について、検討を行ってまいります。

さらに、指定管理者により運営されている清水沢健康会館、南部体育館、市営野球場、紅葉山パークゴルフ場につきましても、施設利用の情報を提供し、活用の円滑化を図ってまいります。

これら施設において開催される各種スポーツ大会・イベント等の実施に当たっては、主催者や各種競技団体との連携を図りながら、その成功に向け必要な支援協力を行うなど、体育・スポーツの振興を推進してまいります。

教育委員会といたしましては、財政再建下の厳しい状況であっても、ふるさと夕張の自然・歴史や風土の上に、新しい社会の変化に柔軟に対応しながら、力強く、心豊かに生きていく子供たちを育てること、そして夕張市民が芸術・文化・スポーツに触れ、様々な活動を通して毎日の生活を健康で明るく楽しめるよう、市民の協力・協働の力をいただきながら、これからも努力してまいります。

市議会並びに市民各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成 20 年度の教育行政執行方針といたします。

●議長 加藤喜和君 各議案の提案説明は午後からとし、午後 1 時まで昼食休憩といたします。

午後 零時 00 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

●議長 加藤喜和君 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、各議案の提案説明を受けてまいります。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 1 号ないし議案第 9 号、議案第 18 号ないし議案第 24 号及び議案第 26 号の 17 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 1 号「平成 20 年度夕張市一般会計

予算」からご説明申し上げます。

平成 20 年度予算は、財政再建計画に基づき単年度赤字の解消を着実に図るとともに、19 年度の状況などを踏まえ、20 年度に向けた所要の情勢を勘案し、予算を編成いたしました。この予算編成に当たりましては、平成 19 年度及び平成 20 年度の財政再建計画における歳入歳出各区分経費の見直しを行い、先の第 2 回臨時市議会の議決による変更協議の申し出により、この 3 月 5 日に総務大臣の同意が得られたところであります。財政再建団体として限られた予算の中ではありますが、市民が安全で安心して暮らしていけることを基本としながら財政再建を推進してまいります。

まず、予算書の一ページをお開き願います。

第 1 条、歳入歳出予算につきましては、その総額を 410 億 9,519 万 5,000 円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により、歳出から主要内容についてご説明申し上げます。

なお、前年度に対比して増減となる共通事項についてであります。人件費につきましては、平成 20 年 4 月 1 日現在に置ける見込み人員をもって所要額を計上いたしております。

まず、52 ページ、1 款議会費につきましては、人件費のほか、議会事務局一般業務経費の見直しにより減額計上となるものであります。

54 ページ、2 款総務費 1 項総務管理費につきましては、市長等の普通旅費、黄色いハンカチ基金による市民団体への助成金及び道道夕張岩見沢線改良工事に伴う市役所駐車場解体工事などの所要額を計上しますが、前年度実施の公共用地取得経費や経常的経費について見直しを行い、減額計上となるものであります。

60 ページ、2 項地域振興費につきましては、シェーパロダム関連移転者への住宅家賃補助の期間満了に伴う補助金や借地面積の減少による土地借料により減額計上となるものであります。

62 ページ、3 項徴税費につきましては、前年度標

準宅地鑑定評価委託経費の事業終了により減額となりますが、市税徴収に係る手数料と人員配置見直しによる人件費により増額計上となるものであります。

64 ページ、4 項戸籍住民基本台帳費につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムのリース期間満了などにより減額となりますが、人員配置見直しによる人件費により増額計上となるものであります。

65 ページ、5 項選挙費につきましては、農業委員会委員選挙経費を計上いたしますが、前年度実施の国政選挙及び地方選挙各経費により減額計上となるものであります。

67 ページ、6 項統計調査費につきましては、住宅・土地統計調査経費の計上により増額となるものであります。

68 ページ、7 項監査委員費につきましては、監査事務局一般業務経費の見直しにより減額計上となるものであります。

69 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費につきましては、前年度から指定管理者により運営されている老人福祉会館運営経費、民間へ譲渡される予定の養護老人ホーム運営経費及びそれに係る扶助経費の減額、さらには老人バス料金軽減補助など、前年度実績を踏まえての見直しにより減額となりますが、後期高齢者医療制度の創設に伴う広域連合会への負担金並びに新設される特別会計への繰出金の計上などにより増額計上となるものであります。

76 ページ、2 項児童福祉費につきましては、児童手当給付経費において増額計上となりますが、人員配置見直しによる人件費や前年度実績を踏まえた各経費の見直しにより減額計上となるものであります。

79 ページ、3 項生活保護費につきましては、ほぼ前年度と同様の計上内容であります。

80 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費につきましては、公共下水道事業会計及び診療所事業会計への繰出金の減額を初め、法律の改正により、その一部が国民健康保険事業会計での特定健康審査委託料に

移行される基本健康診査委託料や、前年度実績を踏まえた各経費の見直しにより減額計上となるものがあります。

84 ページ、2 項清掃費につきましては、人員配置見直しにより人件費においては増額計上となりますが、じん芥収集経費など各経費の見直しにより減額計上となるものであります。

87 ページ、5 款労働費につきましては、人員配置見直しによる人件費により減額計上となるものであります。

88 ページ、6 款農林業費、1 項農業費につきましては、水田経営確立対策の事業主体の変更、めろん通年栽培場運営管理経費の見直し及び人件費などにより減額計上となるものであります。

89 ページ、2 項林業費につきましては、緑資源機構分収造林経費の見直しにより減額計上となるものであります。

90 ページ、7 款商工費につきましては、市場事業会計繰出し、第三セクターの破産に伴う損失補償金の約定償還及び人件費などにより減額計上となるものであります。

91 ページ、8 款土木費 1 項土木管理費につきましては、各経費の見直しにより減額となりますが、債務負担行為に基づく土地購入費により増額となるものであります。

92 ページ、2 項道路橋りょう費につきましては、人件費を初め、道路橋梁管理経費など各経費の見直しにより減額計上となるものであります。

94 ページ、3 項都市計画費につきましては、人件費を初めとする各経費の見直しにより減額となりますが、債務負担行為に基づく土地購入費により増額となるものであります。

96 ページ、4 項住宅費につきましては、市営住宅の集約化検討のため市営住宅再編調査事業経費、住宅使用料の滞納対策を強化するため市営住宅滞納処分経費を計上いたしますが、住宅管理経費及び人件費により減額計上となるものであります。

99 ページ、9 款消防費につきましては、消防一般

業務経費、消防団一般業務経費など経常的経費の見直しにより減額となりますが、安全・安心を確保するため、救急資機材整備経費や救急隊員養成経費の計上などにより増額となるものであります。

103 ページ、10 款教育費、1 項教育総務費につきましては、スクールバス購入の事業終了や各経費の見直しにより減額となりますが、人員配置見直しによる人件費やスクールバス運営経費の計上により増額となるものであります。

107 ページ、2 項小学校費につきましては、幌南小学校の閉校や児童数の減少に伴う所要経費の見直しなどにより減額計上となるものであります。

110 ページ、3 項 中学校費につきましては、幌南中学校の閉校や生徒数の減少に伴う所要経費の見直しにより減額となりますが、平成 22 年度に予定の中学校一校体制に伴う清水沢中学校校舎改修に係る調査設計委託料の計上により増額となるものであります。

113 ページ、4 項社会教育費につきましては、人員配置見直しによる人件費により減額計上となるものであります。

114 ページ、5 項保健体育費につきましては、文化スポーツセンター管理経費、市民健康広場管理経費及び平和運動公園管理経費など各経費の見直しを行いました。が、ほぼ前年度同様の計上額となるものであります。

116 ページ、11 款公債費につきましては、公的資金の繰上償還に伴う元金償還金を計上いたしますが、総体においては減額計上となるものであります。

117 ページ、12 款諸支出金につきましては、地方税法改正による市税の過年度過誤納還付金を見込み、増額計上となるものであります。

118 ページ、13 款繰上充用金につきましては、前年度決算見込みを勘案し、計上するものであります。

以上、歳出の総額は 410 億 9,519 万 5,000 円となるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

10 ページをお開き願います。

1 款市税につきましては、前年度の収入見込みなどを勘案し計上いたしましたが、各税目において減額計上となるものであります。

16 ページ、2 款地方譲与税ないし 26 ページ、10 款交通安全対策交付金につきましては、総務省から示された平成 20 年度普通交付税の推計資料を参考に算定したものであります。

3 款利子割交付金、4 款配当割交付金及び 5 款株式等譲渡所得割交付金においては増額計上となりますが、9 款地方交付税を初め、その他の費目で減額計上となるものであります。

27 ページ、11 款分担金及び負担金につきましては、歳出との関連において見込み計上するものであります。

28 ページ、12 款使用料及び手数料につきましては、前年度の収入見込みなどを勘案し計上いたしますが、入居者数の減少に伴う住宅使用料や公民館使用料を初め、各施設使用料など総体的に減額となるものであります。

32 ページ、13 款国庫支出金、36 ページ、14 款道支出金につきましては、歳出との関連において見込み計上いたしますが、後期高齢者医療制度創設による道費負担金で増額、選挙委託金において減額になるなど、各費目での増減はありますが、総体的にはほぼ同額計上となるものであります。

40 ページ、15 款財産収入につきましては、道道夕張岩見沢線改良工事に伴う土地売却代収入などにおいて増額となりますが、職員数の減少に伴い職員住宅使用料において減額となるなど減額計上となるものであります。

42 ページ、16 款寄附金につきましては、夕張まちづくり寄附金収入を計上するものであります。

43 ページ、17 款繰入金につきましては、歳出との関連において計上いたしますが、幸福の黄色いハンカチ基金など各基金の活用を図るものであります。

45 ページ、18 款諸収入につきましては、歳出との関連及び前年度の収入見込み並びに算定基準などにより計上するものであります。が、道道夕張岩見沢線

の千代田丁末線に係る改良工事に伴う補償金収入などにおいて増額となりますが、産炭地域発展基金収入、養護老人ホーム費収入及び老人福祉会館収入などにおいて減額計上となるものであります。

50 ページ、19 款市債につきましては歳出との関連などにおいて見込み計上するものであります。

次に、1 ページに戻ります。

第 2 条、地方債につきましては、7 ページの第 2 表に記載のとおり借り入れしようとするものであります。

第 3 条、一時借入金及び第四条歳出予算の流用につきましては、それぞれ記載のとおり定めようとするものであります。

このほか、123 ページ以下の各種資料につきましては、ただいまご説明申し上げました事項に関連する説明書でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。

次に、議案第 2 号「平成 20 年度夕張市国民健康保険事業会計予算」について、ご説明申し上げます。

136 ページをお開き願います。

第 1 条、歳入歳出予算につきましては、その総額を 20 億 7,741 万 6,000 円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により、歳出から主なる内容についてご説明申し上げます。

156 ページ、1 款総務費につきましては、一般会計繰出金をはじめとする各経費の見直しにより減額計上するものであります。

161 ページ、2 款保険給付費につきましては、新たに一般被保険者高額介護合算療養費及び退職被保険者等高額介護合算療養費所要額を計上するほか、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、65 歳から 74 歳までの退職被保険者等が一般被保険者へ移行すること、さらに、75 歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することから、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費及び一般被保険者高額療養費を増額計上し、退職被保険者等療養

給付費、退職被保険者等療養費及び退職被保険者等高額療養費を減額計上するものであり、また、出産育児一時金及び葬祭費についても減額計上するものであります。

166 ページ、3 款後期高齢者支援金等及び 167 ページ、4 款前期高齢者納付金等につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により新たに設けるものであり、それぞれ算定基準により見込み計上するものであります。

168 ページ、5 款老人保健拠出金につきましては、老人保健制度における給付について算定基準により減額計上するものであります。

169 ページ、6 款介護納付金につきましては、介護保険制度による算定基準より見込み計上するものであります。

170 ページ、7 款共同事業拠出金につきましては、算定基準及び前年度の給付見込みを勘案し計上するものであります。

171 ページ、8 款保健事業費につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、本年度から保険者が行う特定健康診査等の実施に要する所要額を計上するものであります。

172 ページ、9 款諸支出金、173 ページ、10 款繰上充用金につきましては、前年度決算見込みを勘案し計上するものであります。

174 ページ、11 款予備費につきましては、前年度と同額を計上するものであります。

以上、歳出の総額は、20 億 7,741 万 6,000 円となるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

142 ページ、1 款国民健康保険料につきましては、歳出の保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金との関連において算定基準等により見込むほか、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、65 歳から 74 歳までの退職被保険者等が一般被保険者へ移行すること、また、75 歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することから、一般及び退職被保険者等国民健康保険料を減額計上するもので

あります。

143 ページ、2 款国庫支出金及び 145 ページ、3 款療養給付費等交付金につきましては、それぞれ歳出との関連において、算定基準等により見込み計上するものであります。

146 ページ、4 款前期高齢者交付金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正による算定基準により新たに見込み計上するものであります。

147 ページ、5 款道支出金及び 149 ページ、6 款共同事業交付金につきましては、それぞれ歳出との関連において算定基準等により見込み計上するものであります。

150 ページ、7 款繰入金につきましては、一般会計との関連により計上するものであります。

152 ページ、9 款諸収入につきましては、後期高齢者の特定健康診査に係る委託料収入を見込むほか、前年度決算見込みを勘案し、歳入欠かん補填収入を計上するものであります。

以上、歳入の総額は、歳出と同額となるものであります。

以上で、国民健康保険事業会計予算の説明を終わります。

次に、議案第 3 号「平成 20 年度夕張市市場事業会計予算」についてご説明申し上げます。

182 ページをお開き願います。

第 1 条、歳入歳出予算につきましては、その総額を 228 万 4,000 円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により、歳出から主な内容についてご説明申し上げます。

192 ページ、1 款市場事業費につきましては、前年度計上のアスベスト除去工事の事業完了により減額となりますが、その他の経費についてはほぼ前年度と同様の計上内容であります。

193 ページ、2 款予備費につきましては、歳入との関連において収支均衡を図る規模で計上しようとするものであります。

以上、歳出の総額は、228 万 4,000 円となるもの

であります。

次に、歳入について申し上げます。

187 ページ、1 款使用料及び手数料につきましては、取扱金額の見直しにより減額計上するものであります。

188 ページ、2 款繰越金につきましては、前年度決算見込みを勘案し、計上するものであります。

189 ページ、3 款諸収入につきましては、前年度のアスベスト除去工事に関連した特定財源により減額計上となるものであります。

以上、歳入の総額は、歳出と同額となるものであります。

以上で、市場事業会計予算の説明を終わります。

次に、議案第 4 号「平成 20 年度夕張市老人保健医療事業会計予算」についてご説明申し上げます。

194 ページをお開き願います。

第 1 条、歳入歳出予算につきましては、その総額を、2 億 4,618 万 5,000 円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により、歳出から主な内容についてご説明申し上げます。

208 ページ、1 款総務費についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、新たに後期高齢者医療事業会計を設け、人件費及び後期高齢者医療広域連合市町村負担金経費を移行することにより減額計上するものであります。

209 ページ、2 款医療諸費につきましても同様に、経費の移行に伴い減額となりますが、老人保健制度において、平成 20 年 3 月診療分に係る給付のみが対象の経費として計上されるものであります。

210 ページ、3 款諸支出金、211 ページ、4 款予備費につきましては、前年度と同額を計上するものであります。

以上、歳出の総額は、2 億 4,618 万 5,000 円となるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

199 ページ、1 款支払基金交付金、200 ページ、2 款国庫支出金、202 ページ、3 款道支出金につきまし

ては、それぞれ歳出との関連において見込み計上するものであります。

203 ページ、4 款繰入金につきましては、一般会計との関連により計上するものであります。

204 ページ、5 款繰越金につきましては、前年度決算見込みを勘案して減額計上するものであります。

205 ページ、6 款諸収入につきましては、前年度とほぼ同額を計上するものであります。

以上、歳入の総額は、歳出と同額となるものであります。

以上で老人保健医療事業会計予算の説明を終わります。

次に、議案第 5 号「平成 20 年度夕張市公共下水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

212 ページをお開き願います。

第 1 条、歳入歳出予算につきましては、その総額を 14 億 4,732 万 7,000 円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により、歳出から主な内容についてご説明申し上げます。

226 ページ、1 款公共下水道費につきましては、公課費における消費税の見直し、人員配置見直しによる人件費、さらに下水道施設の運転管理・維持管理業務を民間委託しようとするにより減額計上となるものであります。

228 ページ、2 款公債費につきましては、公的資金の繰上償還に伴う元金償還を計上いたしますが、定時償還費において減額計上となるものであります。

229 ページ、3 款諸支出金につきましては、前年度と同額を計上するものであります。

230 ページ、4 款繰上充用金につきましては、前年度決算見込みを勘案し、計上するものであります。

231 ページ、5 款予備費につきましては、前年度と同額を計上するものであります。

以上、歳出の総額は、14 億 4,732 万 7,000 円となるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

219 ページ、1 款分担金及び負担金につきましては、

一般会計との関連において減額計上するものであります。

220 ページ、2 款使用料及び手数料につきましては、前年度の見込み等を勘案し減額計上するものであります。

221 ページ、3 款繰入金につきましては、一般会計との関連において計上するものであります。

223 ページ、5 款諸収入につきましては、歳出との関連において歳入欠かん補填収入を計上し、収支バランス不足額を調整し、収支の均衡を図るものであります。

225 ページ、6 款市債につきましては、歳出との関連において見込み計上するものであります。

以上で、歳入の総額は、歳出と同額となるものであります。

次に、212 ページに戻ります。

第 2 条、債務負担行為につきましては、215 ページの第 2 表に記載のとおりであります。先に説明いたしました下水道施設の運転管理・維持管理業務を民間委託するため、債務を負担しようとするものであります。

第 3 条、地方債につきましては、216 ページの第 3 表に記載のとおり借り入れしようとするものであります。

第 4 条、一時借入金につきましては、記載のとおり定めようとするものであります。

以上で公共下水道事業会計予算の説明を終わります。

次に、議案第 6 号「平成 20 年度夕張市介護保険事業会計予算」についてご説明申し上げます。

239 ページをお開き願います。

第 1 条、歳入歳出予算につきましては、その総額を 14 億 2,290 万 8,000 円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により、歳出から主な内容についてご説明申し上げます。

262 ページ、1 款総務費につきましては、各経費の見直し及び人件費の一部を地域支援事業費への組み

替えにより減額計上となるものであります。

267 ページ、2 款保険給付費につきましては、前年度のサービス利用状況などを勘案し、介護保険事業計画に基づき、算定基準により計上するものであります。

273 ページ、3 款財政安定化基金拠出金につきましては、介護保険制度による算定基準により見込み計上するものであります。

274 ページ、4 款サービス事業費につきましては、業務内容に応じて算定基準により計上するものであります。

275 ページ、5 款地域支援事業費につきましては、生活機能評価検査経費及び総務費からの組み替えによる人件費所要額により増額計上となるものであります。

277 ページ、6 款基金積立金、278 ページ、7 款諸支出金、279 ページ、8 款予備費につきましては、前年度と同額を計上するものであります。

以上、歳出の総額は、14 億 2,290 万 8,000 円となるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

245 ページ、1 款保険料につきましては、介護保険事業計画に基づき、算定基準により見込み計上するものであります。

246 ページ、2 款国庫支出金、248 ページ、3 款支払基金交付金、249 ページ、4 款道支出金につきましては、それぞれ歳出との関連において算定基準などにより見込み計上するものであります。

253 ページ、5 款繰入金につきましては、一般会計との関連において見込み計上するものであります。

255 ページ、6 款財産収入につきましては、前年度と同額を計上するものであります。

256 ページ、7 款サービス収入につきましては、歳出との関連において、算定基準などにより見込み計上するものであります。

258 ページ、8 款諸収入につきましては、前年度と同額を計上するものであります。

以上、歳入の総額は、歳出と同額となるものであ

ります。

以上で介護保険事業会計予算の説明を終わります。

次に議案第 7 号「平成 20 年度夕張市診療所事業会計予算」についてご説明申し上げます。

なお、診療所事業会計予算につきましては、現在、診療所は公設民営として、指定管理者制度により運営されており、旧病院事業会計の精算経費を予算計上するものであります。

287 ページをお開き願います。

第 1 条、歳入歳出予算につきましては、その総額を 7,960 万 7,000 円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により、歳出から主な内容についてご説明申し上げます。

297 ページ、1 款総務費につきましては、旧市立総合病院に係る診療報酬の還付金見込み額を計上するものであります。

298 ページ、2 款公債費につきましては、病院事業債起債元金及び起債利子所要額を計上するものであります。

以上、歳出総額は、7,960 万 7,000 円となるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

292 ページ、1 款診療所事業収入につきましては、旧市立総合病院に係る診療収入について見込み額を計上するものであります。

293 ページ、2 款財産収入につきましては、不用となった薬剤などの売払い収入を見込み計上するものであります。

294 ページ、3 款繰入金につきましては、一般会計との関連において見込み計上するものであります。

以上、歳入総額は、歳出と同額となるものであります。

以上で診療所事業会計予算の説明を終わります。

次に、議案第 8 号「平成 20 年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算」についてご説明申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の老人保健制度に替わり、平成

20 年 4 月から始まる後期高齢者医療制度に係る経費を計上しようとするものであります。

300 ページをお開き願います。

第 1 条、歳入歳出予算につきましては、その総額を、2 億 5,396 万円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により、歳出から主なる内容についてご説明申し上げます。

309 ページ、1 款総務費につきましては、高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう事務的経費を計上するものであります。

311 ページ、2 款分担金及び負担金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金及び事務費負担金所要額を計上するものであります。

312 ページ、3 款諸支出金につきましては、後期高齢者医療保険料に係る保険料還付金及び還付加算金所要額を計上するものであります。

313 ページ、4 款予備費につきましては、その他歳出との関連において見込み計上するものであります。

以上、歳出の総額は、2 億 5,396 万円となるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

305 ページ、1 款後期高齢者医療保険料につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合で算出した保険料を勘案し計上するものであります。

306 ページ、2 款繰入金につきましては、一般会計との関連において計上するものであります。

307 ページ、3 款諸収入につきましては、歳出との関連において見込み計上するものであります。

以上、歳入の総額は、歳出と同額となるものであります。

以上で後期高齢者医療事業会計予算の説明を終わります。

次に、議案第 9 号「平成 20 年度夕張市水道事業会計予算」について、ご説明申し上げます。

1 ページから申し上げます。

第 2 条は、平成 20 年度における業務の予定量を定めるものであります。

第 3 条は、当年度の収益的収入及び支出の予定額を計上するものであります。

2 ページ、第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額を計上するものであり、収支差引で 2 億 8,277 万 5 千円の不足となりますが、この不足する額につきましては、損益勘定留保資金及び利益剰余金等で補てんしようとするものであります。

第 5 条は、債務負担行為の期間及び限度額について定めようとするものであります。

3 ページ、第 6 条は、起債の目的、限度額、方法、利率及び償還の方法を定めようとするものであります。

第 7 条は、一時借入金の限度額を定めようとするものであります。

第 8 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を定めようとするものであります。

第 9 条は、他会計からの補助金を定めようとするものであります。

第 10 条は、利益剰余金の処分を定めようとするものであります。

第 11 条は、たな卸資産購入限度額を定めようとするものであります。

続きまして、予算説明書の予算の実施計画について、収益的収入及び支出のうち、支出からご説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。

1 款水道事業費、2 項営業費用につきましては、人件費のほか、庁用費及び水道施設の維持管理費、また、固定資産の除却に伴う資産減耗費、さらに減価償却費予定額を計上するものであります。

7 ページ、2 項営業外費用につきましては、支払利息、繰延勘定償却、消費税及び不納欠損金などの予定額を計上するものであります。

3 項予備費につきましては、前年度と同額を計上するものであります。

以上、支出の予定総額は 2 億 9,535 万 6,000 円となるものであります。

次に、収入についてであります。前に戻りまして、5 ページをお開き願います。

1 款水道事業収益、1 項営業収益につきましては、給水収益及びその他営業収益見込額を計上するものであります。

2 項営業外収益につきましては、受取利息、他会計補助金、他会計負担金及び雑収益見込額を計上するものであります。

以上、収入の予定総額は、4 億 2,782 万 9,000 円となるものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出からご説明いたします。

8 ページをお開き願います。

1 款資本的支出、1 項建設改良費のうち、配水施設整備事業費につきましては、真谷地地区配水管改良工事のほか、旭町浄水場、清水沢浄水場の計装設備更新工事に要する経費の予定額を計上するものであります。

清水沢浄水場改良事業費につきましては、薬品注入設備更新工事に要する経費の予定額を計上するものであります。

メーター更新事業費につきましては、年次計画に基づくメーター取替経費の予定額を計上するものであります。

営業設備費につきましては、量水器の出庫予定額を計上するものであります。

2 項企業債償還金につきましては、本年度の償還予定額を計上するものであります。

以上、支出予定総額は、3 億 3,306 万 9,000 円となるものであります。

次に、収入についてであります。1 款資本的収入、1 項企業債につきましては、配水施設整備事業、清水沢浄水場改良事業に伴う起債予定額を計上するものであります。

2 項他会計補助金につきましては、地方交付税算入額を計上するものであります。

以上、収入予定総額は、5,029 万 4,000 円となるものであります。

以上、予算の概要についてご説明申し上げましたが、9 ページ以降につきましては、ただいまご説明申し上げました事項に関連する予算説明書でありますので、内容については、省略させていただきます。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わります。

次に、議案第 18 号「夕張市特別会計条例の一部改正について」であります。本案は、国民の高齢期における適切な医療の確保と医療費の適正化を目的とした高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、本年 4 月より後期高齢者医療制度が開始となり、制度の円滑な運営を行うため高齢者の医療の確保に関する法律第 49 条の規定により、本市の特別会計として後期高齢者医療事業会計を設置するため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

次に議案第 19 号「夕張市医療費給付に関する条例の一部改正について」であります。本案は、老人保健法の改正により、高齢者の医療の確保に関する法律として新たに施行されたことに伴い、老人保健法に関する部分を削除するため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 20 号「夕張市後期高齢者医療に関する条例の制定について」であります。本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、本年 4 月より後期高齢者医療制度が創設されることから、この制度の運営を円滑且つ適正に行うための必要事項を定めるため、本案のとおり条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第 21 号「夕張市国民健康保険条例の一部改正について」であります。本案は、国民の健康増進及び医療費の適正化を目的とした、新たな健康診査制度が導入されるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律が施行され、医療制度が変更されることに伴い、国民健康保険料の賦課に関する激変緩和措置が講じられることとなったため、これに準じて、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 22 号「夕張市介護保険条例の一部

改正について」であります。本案は、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、税制改正により介護保険料負担額が大幅に上昇する被保険者に対し、平成 18 年度及び平成 19 年度に講じた保険料の激変緩和措置を平成 20 年度においても継続し、被保険者の負担を軽減するため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 23 号「夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」であります。平成 19 年 7 月から実施した一般ごみ処理手数料の有料化により大幅なごみの減量効果があったことから、新たに 10 リットル規格のごみ袋を導入し、市民要望のあった少量のごみや生ごみをはじめとする腐敗ごみ等の処理に対応し、市民の経費負担の軽減を図るとともに、さらなるごみの減量化を図るため本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 24 号「夕張市賃貸住宅条例の全部改正について」であります。本案は、賃貸住宅入居の際の敷金の徴収並びに法人等との契約による賃貸について新たに規定するため、条例の全部を改正しようとするものであります。

まず敷金についてであります。憩団地以外の賃貸住宅は、炭鉱閉山により北炭夕張炭鉱株式会社から市が引き継いだ住宅であることから、市移管時に引き続き入居する方については、これまで敷金を徴収していないため、市移管となった後に新たに賃貸住宅に入居した方についても、入居者間の取扱いの均衡のため、これまで敷金を徴収していなかったところであります。しかし、敷金は住宅を退去する際に、住宅使用料の滞納があった場合などについて支払いを担保する保証金であります。住宅使用料滞納者が増加している現状や、他の市営住宅入居者との公平性を図ることからも敷金の徴収は必要であると判断し、平成 20 年 4 月 1 日以降においては、賃貸住宅に入居しようとする方から敷金を徴収しようとするものであります。

次に賃貸住宅の市内法人等との契約による住宅の使用についてであります。賃貸住宅は他の市営住

宅とは異なり公営住宅法などの制約を受けることなく、市独自の政策により利活用を図ることが可能であることから、今般、法人等からの要望を勘案し、法人等との契約について新たに規定することにより、賃貸住宅の有効活用を図ろうとするものであります。

次に、議案第 26 号「指定管理者の指定について」であります。本案は、石炭の歴史村公園の管理運営について、同公園内観光施設指定管理者である夕張リゾート株式会社がこれを行うことにより、同公園内の他の観光施設との一体的な有効活用が可能となるなど、施設利用者の利便性が図られることから、同社を本公園の指定管理者として指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、議案第 1 号ないし議案第 9 号、議案第 18 号ないし議案第 24 号、及び議案第 26 号の 17 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 以上をもって日程第 3 を終ります。

なお、申し上げます。大綱質問の通告につきましては、本日から明後日、13 日の正午までといたしておりますので、ご承知おきます。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 1 時 45 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 加 藤 喜 和

夕張市議会 議 員 正 木 邦 明

夕張市議会 議 員 高 橋 一 太